

島根原子力発電所 2 号機で計画されているプルサーマル発電についての 事前質問事項

資源エネルギー庁

1 「GX ビジョン」で掲げる国民の信頼・安全性・国民とのコミュニケーション

(1) 原発の活用推進について書かれた「GX 2040 ビジョン」(令和7年2月)では、「国民からの信頼確保に努め」「安全性を大前提に」「立地地域との共生に向けた国民各層とのコミュニケーションの深化・充実」とあるが、

- ・ 鳥取県に対し、中国電力が島根原発でのプルサーマル実施にあたって設置変更申請や新規規制の審査の内容をまともに説明していないことについて、見解を求める。
- ・ 中国電力が、プルサーマル実施についての住民説明を自治体任せにしていることについて、見解を求める。
- ・ 島根県でのプルサーマルの許可の際、島根県松江市で開かれた住民説明会は361人中180人が中国電力の関連職員と「やらせ説明会」になっていたこと。また、2010年511か所の点検漏れ、2015年低レベル放射性廃棄物の校正記録の偽造、2019年放射線量測定資料の誤廃棄、2020年放射性廃棄物保管のサイトバンカ建物の未巡視・偽報告、2022年テロ対策文書の無断廃棄・未報告、2023年電力販売カルテル・新電力顧客情報の不正閲覧、2025年新燃料転倒事故、20年間で9回の火災と、中国電力が不祥事を繰り返しており、プルサーマル実施資格があると考えるか？

2 プルサーマルの危険性について

(1) 「安全が大前提」というが、プルサーマルは、使用済核燃料から核兵器の原料にもなるプルトニウムを取り出して、ウランと混ぜてMOX燃料に加工して再利用するが、ウラン燃料より核分裂しやすく、制御棒の効きが悪くなり、出力上昇が急加速し、爆発の危険性が高まると聞く。また、事故が起きれば、プルトニウムが中性子を吸収して大爆発し、大事故になる危険性があると聞く。また、原発で生成されるプルトニウム239は体内に取り込まれると肺や骨に蓄積され、長期にわたり被爆リスクが続くため、国際的に厳格な管理が義務付けられていると聞く。プルサーマルはとても危険で受け入れがたいと考える。これら危険性について認識しているのか？

3 福島原発を踏まえた対応について

(1) 現在プルサーマル実施の原子炉は4基(高浜3、4号機、玄海3号機、伊方3号機)で、原子力事業者の「プルサーマル計画」では、2030年までに少なくとも12基が実施を目指しているとしているが、

- ・ 島根2号機でのプルサーマルの実施は、2010年10月からプルサーマルを実施し、2011年に爆発事故を起こした福島第一原発3号機と同じBWR(沸騰水型)でのプルサーマルの実施となるため、推進ばかりではなく、より厳格な審査が必要と考えるが、見解を求める。
- ・ 当初プルサーマルを予定していた、東海第二、敦賀、大飯原発はプルサーマルの設置変更許可を受けていないが、なぜか？危険だからやめたのか？

4 高レベル放射性廃棄物への対応について

- (1) 「核燃料サイクル」は、①高レベル放射性廃棄物の減容化、②有害度低減、③資源の有効利用になるとして、一貫して国の基本方針という。高レベル放射性廃棄物が低減できるというが、
- ・そもそも原発の稼働によって高レベル放射性廃棄物が発生しており、使用済核燃料の再処理によって、高レベル放射性廃棄物を取り出すだけのことであって、原発をやめない限り高レベル放射性廃棄物の発生は止まらないと思うが見解を求める。
 - ・高レベル放射性廃棄物の有害度が、天然ウラン並みに低減する期間が、10万年が8千年になっても、8千年と、それでも超・長期と思わないのか？国の誰が管理するのか？
 - ・排出される高レベル放射性廃棄物は最終処分地が確立せず、その責任は国がとるのか？
 - ・2023年4月の最終処分基本方針改定によって、文献調査の受け入れ判断の前段階から、地元関係者（経済団体・議会）に対し、国から理解活動の実施や調査の検討など申し入れる取り組みが行われているが、鳥取県関係者に対して働きかけをしたのか？
 - ・「第7次エネルギー基本計画」でも「最終処分受入れのための文献調査地区拡大に向けて、全国的な説明会や、自治体首長への個別訪問を、国主導で行う」としているが、鳥取県内では米子市や鳥取市でも説明会が実施されており、最終処分を受入れるということか？県内自治体首長への働きかけしたのか？

5 使用済核燃料の貯蔵能力拡大について

- (1) 使用済核燃料の貯蔵量は、法的要求容量の8割に達しており、再処理を着実に進めることが重要とのことだが、
- ・島根原発の容量は69%であり、あと何年で燃料プールが満杯になるのか？
 - ・再処理ができず、使用済核燃料を搬出していると思うが、どうしているのか？
- (2) 使用済核燃料の貯蔵能力を、業界全体で拡大するのが国の方針とのことだが、
- ・島根原発の使用済核燃料の中間貯蔵施設を山口県上関町に設置するのは、国の方針か？
 - ・プルトニウムを含む使用済み核燃料の貯蔵能力拡大は、プルトニウム減量の国際公約に反するのではないか？

6 プルトニウムのバランス確保と減量について

- (1) 日本が国内外で保有するプルトニウムは約44.4トン（2024年末：国内保管8.6トン、海外保管35.8トン：英国21.7トン、仏国14.1トン）で、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（2018年原子力委員会）では、「利用目的のないプルトニウムは持たないという原則を堅持し、保有するプルトニウム量が約47.3トン（2017年）を越えないよう管理する」「使用済核燃料の再処理・MOX燃料加工過程で一時的にプルトニウム保有量が微増するが、将来的には減少する見通しが示されていることが重要」とし、赤澤経済産業大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構特命担当大臣、GX実行推進担当・原子力経済被害担当、資源エネルギー庁は経済産業省の外局）がコントロールの責任をもっている。そもそも原子力発電によって、原発にも核兵器製造にもつながるプルトニウム239（中性子を取り込み核分裂しやすい）が生成されており、その使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを含むMOX燃料へと加工・輸入・利用して利用したとしても、すぐに全てが加工・利用できる環境ではなく、

- ・原発をやめない限り、実質的にはいつでもプルトニウムを取り出せる使用済核燃料として国内外の場でプルトニウムが貯まり続けることになると思うがどうか？
- ・「利用目的」があれば持ってもよいというなら、プルトニウム保有のごまかしではないか？
- ・「プルトニウムが一時的に微増しても、将来的に保有量が減少する見通し」はどのように示されているのか？六ヶ所村再処理工場の稼働目標がそれにあたるとしても、29年27回も稼働が延期されており、プルトニウム減量の見通しが示されたとは言えないのではないか？

7 再処理工場・MOX燃料工場、MOX燃料について

(1) 六ヶ所村の使用済核燃料再処理工場・MOX燃料工場の稼働は国の方針とのことだが、

- ・再処理工場は「2024年上期に高い確度で稼働」としていたものが、2026年度中となり、6月29日には日本原燃がそれもずれ込む可能性があるとの認識を表明した。当初の1997年竣工予定から、29年・27回も稼働延期となっている。なぜか？技術的に問題があるのでは？
- ・再処理のため、使用済核燃料を小片に切断し、硝酸で溶解した燃料からウランとプルトニウムを抽出するという工程は、遠隔操作が求められる危険な作業と思うがその認識を尋ねる。
- ・再処理過程で発生する高レベル放射性廃棄物をガラス固化する技術は、国内で確立しているのか？
- ・MOX燃料の製造技術は国内で確立しているのか？製造過程は放射性物質を扱うため、遠隔操作が求められる危険な作業と思うがその認識を尋ねる。

(2) MOX燃料は国内外で豊富な使用実績があるというが、

- ・プルサーマルの実績が多いヨーロッパでも、ドイツ、スイス、ベルギーは終了し、続けるのはフランスだけと聞く。その理由を知っているのか？なぜ説明しないのか？
- ・アメリカでは実施20年で中断し、その後MOX燃料加工工場や核燃料リサイクルセンターの建設計画があったが、建設費や運営費の高騰で中止したと聞くが、知っているのか？なぜ説明しないのか？
- ・海外ではMOX燃料利用での事故は発生していないとのことだが、日本のように地震列島でM7以上の地震が頻発しているような地域で原発・プルサーマルをしている国はあるのか？
- ・国内では、1995年高速増殖炉もんじゅの事故（ナトリウム漏洩事故・2016年廃止）で、プルサーマル計画はいったん中止となったことをなぜ説明しないのか？
- ・国内でのプルサーマルは、核燃料の検査データ不正や、原発事故で、当初計画より10年以上遅れた。1999年高浜原発では、イギリスから輸入したMOX燃料に検査データの不正問題が発覚し、燃料使用が中止になったと聞くが、知っているのか？なぜ説明しないのか？

8 使用済みMOX燃料の処理について

(1) 現時点で使用済MOX燃料は処理方法が決まっているのか？そうでなければプルサーマル推進は無責任ではないか？

(2) 使用済MOX燃料にはプルトニウムが多く含まれ、再処理できなければ、結局プルトニウムを保有し、プルトニウム減量する国際公約に反するのではないか？